

改正道路交通法が施行されました

18歳から取得可能な免許

準中型免許の新設

貨物自動車による交通死亡事故の削減と、若年者の雇用促進のため、2017年3月12日から、普通免許、中型免許、大型免許に加えて車両総重量3.5トン以上7.5トン未満に対応する免許として『**準中型免許**』が新設されました。

また、2007年6月2日から2017年3月11日の間に普通免許を取得した人は、自動的に『**5トン限定準中型免許**』に移行します。

準中型免許のポイント

- 18歳から普通免許がなくても準中型免許を取得が可能
- 車両総重量7.5トン未満、最大積載量4.5トン未満の自動車の運転が可能
- 5トン限定準中型免許保有者の人は限定解除審査に合格すれば車両総重量7.5トン未満、最大積載量4.5トン未満の自動車の運転が可能

※限定解除審査は、指定自動車教習所で最低4時間の教習等を受けた上での審査、又は免許試験場での技能審査等のいずれかになります。

免許区分の改正概要

		車両総重量		5トン未満	8トン未満	11トン未満	11トン以上		
改正前	最大積載量	乗車定員	区分	普通	中型 (8トン限定)	中型	大型		
	6.5トン以上	30人以上	大型	大型免許					
	6.5トン未満	29人以下	中型	中型免許					
	5トン未満	10人以下	中型 (8トン限定)	中型免許(8トン限定)					
3トン未満	普通		普通免許						
改正後	最大積載量	乗車定員	区分	普通	準中型 (5トン限定)	準中型	中型 (8トン限定)	中型	大型
	6.5トン以上	30人以上	大型	大型免許					
	6.5トン未満	29人以下	中型	中型免許					
	5トン未満	10人以下	中型 (8トン限定)	中型免許(8トン限定)					
	4.5トン未満		準中型	準中型免許					
	3トン未満		準中型 (5トン限定)	準中型免許(5トン限定)					
2トン未満		普通	普通免許						

弊社のレンタカーを運転するには、どの免許が必要かステッカーで各車両に表示しております。運転前にご自身が運転できる車両であることをご確認ください。



建設機械・産業機器レンタル
長浜産業株式会社

レンタカーのご利用について 運転免許証の 提示が必要となります

! 免許証の提示が無いままでは違法となりレンタカーの貸出しが出来ません

レンタカーの貸出は、国土交通省の認可を受けて行っています。

弊社もその基準に基づいた貸渡約款を定めて事業の許可を受けております。

貸渡証の作成には、運転者の住所、氏名、運転免許証の種類、番号が必要です。



手続き時と**運転者が変更**になる場合も
新しい「運転者の免許証」の提示が必要です！



- レンタカー運転中は**貸渡証の携帯が義務**付けられています。
- 運転者が変更になる場合は、お借りいただいた営業所へ速やかにご連絡ください。



建設機械・産業機器レンタル
長浜産業株式会社

お問い合わせは最寄りの営業所までご連絡ください